# ○農地所有適格法人以外の法人による貸借について

〇 平成21年の改正農地法の施行に伴い、農地を借りるときには、「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても一定の要件を満たせば許可を受けることができます。

## 農地所有適格法人以外の法人が農地を借りる場合の追加要件

## 貸借契約に解除条件が付されていること

農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていることが必要。

※ この他、撤退時の混乱を防止するため、契約書に原状回復義務、費用負担等の取り決めが明記されていることが必要。

### 地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと

農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決め等を遵守し、継続した営農が見込まれることが必要。

## 業務執行役員又は重要な使用人(農場長等)が1人以上農業に常時従事すること

実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる業務執行役員又は重要な使用人(農場長等)のうち1人以上が農業に常時従事していることが必要(定款、法人登記事項証明等で確認)。

※ 農業に常時従事するとは、農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含む。